

安全運転と交通事故対策及び交通費に関する規定

1、(法令遵守及び飲酒運転の禁止)

車両運転者は同乗者の安全確保の責任と関係者への影響を自覚す、法令遵守に努める事とします。

2、交通違反、反則金、交通事故などは、原則として運転者個人とし、当会は責任を持ちません。但し、事故の状況により小額の車両事故の場合、世話人会での協議の上、事故対策基金から拠出し補填する事ができます。

3、車両提供者には、必ず適正な任意保険に加入する事を希望し、会員は予め保険証のコピーを事故対策部に提出する事とします。

*車の任意保険とは＝対人 無制限 搭乗者傷害 500～1000万円
(例) 対物 500～1000万円 人身傷害特約3000～5000万円

4、チーフリーダーは、事前に登山口までのコースの概要を参加者に説明し、途中の休憩場所、分散走行となった場合の集合場所を明確にしておきます。

5、山行計画の成功を計るため、出発時刻になったら発車することを原則とします。

6、同乗者は泥靴などで車内を汚さないように、ゴミなどを残さないように努めます。

7、(通行料などと車両使用料の計算)

① 有料道路の通行料金(ETC設置車、未設置車の実費を合算し、実費を車両提供者へ払う)や駐車場料金、車両使用料(燃料)等は運転者(車両提供者)を除いた参加者全員で負担します。

② 車両使用料(燃料)の計算は下記とします。「端数切り上げ100円単位」

1台あたりの使用料＝(全走行距離)÷10×ガソリン時価＋(全走行距離)×15円

※ 走行距離は集合場所を起点として計算します。

※ ガソリンの時価はCLで決定します。

8、山行下見交通費の件

交通費はクラブ費で支払う。

2000年4月26日 一部改正

2012年4月22日 一部追加

2014年4月20日 一部改正